

会議録

会議の名称	西東京市子ども子育て審議会 計画専門部会 第8回
開催日時	令和元年10月7日（月曜日）午後2時から4時まで
開催場所	田無庁舎5階 503会議室
出席者	委員：谷川部会長、石橋部会員、大塚部会員、島崎部会員、菅野部会員、寺澤部会員 事務局：子育て支援部長 古厩、子育て支援課長 清水、子育て支援課主幹 岡田、保育課長 遠藤、保育課主幹 海老澤、けやき保育園長 笹本、児童青少年課長 原島、子ども家庭支援センター長 八矢、子育て支援課 栗林、八巻、保育課増岡、古川
議題	1 報告 (1)子どもアンケートの結果について (2)子ども・子育てワイワイプランの実績について ①ワイワイプラン基本方針に基づく施策・事業の実績 ②【子ども・子育て支援事業計画】教育・保育の量・質の実績 ③【子ども・子育て支援事業計画】地域子ども・子育て支援事業の実績 2 議題 (1)【子ども・子育て支援事業計画】量の見込みについて 3 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市子ども子育て審議会計画専門部会名簿 資料2 子どもアンケート結果報告書(案) 資料3 ワイワイプラン基本方針に基づく施策・事業の実績 資料4 【子ども・子育て支援事業計画】教育・保育の量・質の実績 資料5 【子ども・子育て支援事業計画】地域子ども・子育て支援事業の実績 資料6 【子ども・子育て支援事業計画】量の見込みについて
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
1 報告 (1) 子どもアンケートの結果について ○谷川部会長： 事務局から説明をお願いします。 （事務局から資料2について説明） ○事務局： 単純集計の段階では報告できなかった部分を中心に説明させていただく。 3 頁下段 「西東京市は好きですか」については、棒グラフの一番左の黒い部分「好き」が小5では増加しており、中2では減少している。 20 頁 問6の「あなたは、学校が終わった後（放課後）、本当はどのような場所で過ごしたいですか」という設問で、その場所を選んだ理由について自由記述による回答を載せている。どの場所でも落ちつくからという記述があるのが印象に残る。	

47頁 問11の「あなたのことやくらしのことについて、どうやって決めたい（意見を言いたい）ですか？」について選択肢別の上位3項目をまとめたものになる。小学5年生の1段目「自分で決めたい」ことは、つきあう友だち、恋愛、進路や将来。4段目「親やおとなに決めてほしい」ことは、市の重要なこと、授業の内容、子どもに関わる市の重要なこと。一番下の段「他の子に決めてほしい」ことは、クラスのルール、児童会や生徒会の活動、授業の内容、子ども会議など子どものための会のこととなっている。

57頁から61頁は結果まとめとなっている。

57頁 「1 子どもの育ち（自己肯定感など）について」では、自分のことが好き、自分は人から必要とされていると思える子どもが増えていることがわかる。

58頁 「2 日々の過ごし方や他者との関わりについて」では、子どもたちの日常にネットの利用が浸透しつつあることへの対応、子どもの居場所づくりで、楽しくすごせる、落ち着いて過ごせるといった子どもの意見を聞くことの必要性、市や社会への積極的な関わりについてはまだ消極的な部分がありそうなので、子どもの意見表明や子どもの主体的な参加を支援するよう努めることが必要である、とまとめている。

59頁 「3 困りごと、悩みごとの相談先」では、「相談先がない」との回答が小学5年生で5.7%、中学2年生で3.2%あり、子どもの権利擁護委員の存在が子どもたち自身に周知されることなどが重要だとしている。「4 市や社会との関わりや地域に対する意見」では、市への愛着や住み続けたいと思う気持ちのベースとして、「自分たちは大切にされている」という気持ちを育むためにも、子ども条例などを通じて市の理念を伝えていくことが大切とまとめている。

61頁 16・17歳への調査結果をまとめている。16・17歳については、サンプル数が少なく、グラフでは小学生、中学生と並べて記載しているが、全体的には参考にとどめるというかたちでまとめている。

○谷川部会長：

まず私が気になった点について話したいと思う。3頁の「西東京市は好きですか」については、小学5年生では「好き」が前回調査と比較して増えているのに、中学2年生では減ってしまっている。その点が気になる。

4頁の「自分のことが好きだ」という設問はとても重要だと考えるが、小学5年生と中学2年生は「そう思う」が前回調査から増えている。そして5頁の「自分は人から必要とされている」についても、小学5年生も中学2年生も前回から倍増している。小学5年生と中学2年生については、前回からサンプル数も増えているので、より安心できる結果が出たと考えられる。

私が子どもの権利擁護委員であるために気になるのだろうが、27頁の「子ども条例をつくりました。知っていますか」については、認知度が低いと思う。いろいろとできる限りのことはやっているつもりであるが、これについては次回調査の際には増やすようにしていかなければならないと感じている。16・17歳については、学校を經由して資料を配るということが難しいという面があるが、学校を通じていろいろな資料を配付している小学5年生と中学2年生が思い至らないという現実については、何かをしなければいけないと考える。「だいたい知っている」がある程度いるのは心強くはある。

○寺澤部会員：

小学校低学年向けには東京都の冊子があり、いつも机の中に入れてあって、それを読むようにしていたと思う。子ども条例の冊子についても、常に学校に置いておく道徳の本のような扱いにすることはできないだろうか。それを時々、授業などに取り入れて活用できると浸透していくのではないかと考える。

○谷川部会長：

いいアイデアだと思う。子ども条例に関しては、道徳の授業で使う副読本を制作している。できあがるのはいつになるだろうか。

○事務局：

小学6年生向けの副読本を年内に仕上げて、年明けから順次、使用できるように準備を進めている。

○谷川部会長：

小学6年生以外の学年については、いま寺澤部会員から提案いただいたような工夫ができるといいと思う。あとは、紙の資料を配布するだけでなく、出前授業なども実施していく必要はあると考える。

○菅野部会員：

学校であれば、朝礼などで校長先生が話すときに使ってもらうなどの方法があるのではないだろうか。学校への働きかけはとても重要だと考える。

○谷川部会長：

冊子を配布しただけで終わりにしないように、予算や時間の問題などはあると思うがさまざまな認知を高める方法を実施していくことが大切であると考えている。また皆さんと相談のうえ、働きかけていきたいと思う。

本日は議題が多いので、また、気づいたことやご意見等があれば、後日でもよいので、事務局までご連絡いただきたい。

(2) 子育て・子育てワイワイプランの実績について

①ワイワイプラン基本方針に基づく施策・事業の実績

○谷川部会長：

事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料3について説明)

○事務局：

資料3は、平成27年度～30年度の取組実績と担当課の評価、そして今年度の取組予定について記載されている。

ここでは重点的な取組に絞って説明させていただく。

1 頁の一番上、1-1-1 の01の重-1「子どもの権利に関する条例等の策定及び子ども救済システムの検討」については、関連する項目が2つあり、4 頁の一番下の欄、1-1-1 の13の重-1「虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実」、そして5 頁の一番上の欄、1-1-1 の14の重-1「子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供」となる。この3つの取組が重点的な取組の1 番になる。

続いて、5 頁の中段、1-2-1 の01の重-2「子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進」については関連する項目が5つある。5 頁の下段、1-2-1 の03の重-2「子ども参画による広報紙づくりの実施」、7 頁の中段、1-2-1 の08の重-2「地域の人材発掘・養成・活用の推進（プレイリーダー・ファシリテーターとしての役割を担う人材を含む）」、8 頁の下段、1-2-2 の01の重-2「子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進」、9 頁の中段、1-2-2 の05の重-2「屋内外の居場所の充実」となる。この5つの取組が重点的な取組の2 番になる。

続いて、5 頁の中段、1-2-1 の02の重-3「児童館の親子で参加できる行事や企画の充実」、7 頁の中段、1-2-1 の08の重-3「地域の人材発掘・養成・活用の推進（プレイリーダー・ファシリテーターとしての役割を担う人材を含む）」、9 頁の中段、1-2-1 の03の重-3「児童館の再編成と機能の充実」、10 頁の上段、1-2-1 の06の重-3「学校等の活用による放課後の居場所の充実」、この4つの取組が重点的な取組の3 番になる。

続いて、9 頁の中段、1-2-2 の04の重-4「青少年センター機能の充実」、14 頁の中段、2-2-1 の02の重-4「社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討」、この2つの取組が重点的な取組の4 番になる。

続いて、14 頁の中段、2-2-1 の03の重-5「青少年のしゃべる場の設定」、14 頁の下段、2-2-1 の04の重-5「青少年の日の設定」、15 頁の中段、2-2-1 の09の重-5「子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり」、この3つの取組が重点的な取組の5 番になる。

続いて、20 頁の中段、3-3-1 の06の重-6「栄養・食生活に関する教育・相談の実施」、5つの課で取り組んでいる21 頁の3-3-1 の08の重-6「子育てに関する学習機会の充実」、4つの課で取り組んでいる24 頁の中段、3-3-2 の06の重-6「育児・子育て相談事業の充実」、この3つの取組が重点的な取組の6 番になる。

続いて、24 頁の上段、3-3-2 の07の重-7「相談に関する情報提供の充実」、24 頁の中段、3-3-2 の09の重-7「子育て家庭への情報提供の充実」、この2つの取組が重点的な取組の7 番になる。

続いて、4 頁の中段、1-1-1 の11の重-8「要保護児童対策地域協議会の活用」、23 頁の中段、3-3-2 の02の重-8「子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進」、26 頁の上段、4-4-1 の01の重-8「子ども総合支援センターの連携機能の充実」、この3つの取組が重点的な取組の8 番になる。

9 番目と10 番目の重点的な取組については、ワイワイプランの第6 章に位置づけられている子ども・子育て支援事業計画で実施していくと記載されているため、ここでは説明を割愛させていただく。

続いて、21 頁の3-3-1 の08の重11「子育てに関する学習機会の充実」、24 頁の中段、3-3-2 の06の重-11「育児・子育て相談事業の充実」、30 頁の上段、4-1-2 の01の重-11「相談から、フォローアップまでを行う事業の展開」、35 頁の4-4-

2の01の重－11「訪問型相談の充実」、4－4－2の02の重－11「母子保健と保育の連携強化」、4－4－2の03の重－11「母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進」、4－4－2の04の重－11「予防接種についての普及啓発の充実」、この7つの取組が重点的な取組の11番になる。

続いて、27頁の上段、4－1－1の07の重－12「通学路・通園路の安全確保の充実」、36頁の下段、4－4－3の01の重－12「子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進」、37頁の4－4－3の02の重－12「子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化」、4－4－3の03の重－12「乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保」、38頁の4－4－3の04の重－12「子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備」、この5つの取組が重点的な取組の12番になる。

○谷川部会長：

最初に私から2点、質問させていただきたい。38頁の4－4－3の04の重－12「子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備」は関係している教育企画課、学校運営課、社会教育課の自己評価はAが続いているが、一方で教育支援課はCになっている。その理由についてお聞かせいただきたい。

○事務局：

教育委員会関係各課内の協力や情報共有については常に行っているが、他の関係各課が期待しているような中身を教育支援課が書くことができなかったと考えられる。

○谷川部会長：

Cという自己評価を否定するわけではないが、重点的な取組の1つなので疑問に感じた。14頁の「入所型施設退所後の支援の検討」も自己評価Cが続いている。この事業は重点的な取組ではないが、この問題は、市町村のみならず都道府県レベルでも課題になっている。児童養護施設を退所した後の支援は、西東京市の場合は聖ヨゼフホームなどがあるが、民間団体やNPO頼みになっている状況がある。自治体での取組が進まない理由についてお聞かせいただきたい。

○事務局：

入所型施設退所後の支援については、情報提供の体制など、これから検討する段階にある。個人情報の関係もある中で、どのようなことができるかについて、先進的な施策を展開している他の自治体などを研究し、今後に繋げていきたいと考えている。

○谷川部会長：

私も、どの自治体が先進的な施策を展開しているかはすぐには思いつかない。多くの入所型施設に入所している子どもたちは高校に進学している。18歳になると児童福祉の枠組みから出て行くタイミングと重なることから余計に難しくなっている。この課題については、引き続き検討していただきたいと思います。自己評価全体を見るとAが多くなっている。Cがつけられている施策については、できていないということなる。またBになっている場合にはどのようなことをしていけばAにできるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○島崎部会員：

38頁の重－12「子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備」の学校運営課が担当箇所の今後の課題・取組予定に「学校の建替に伴いだれでもトイレ、災害用マンホールトイレ、トイレの洋式化の整備など、防災機能の充実を図る」とある。トイレの洋式化については、かなり進んできているように思うが、災害用マンホールトイレについては、私に関わっている避難所運営協議会においては準備できていない。市内での設置についてはどのくらい進んでいるのだろうか。避難所運営協議会では必ず話題になっている。

私に関わっている小学校では、夏休み期間中にだれでもトイレが完成した。だれでも入ることができるトイレがあるということの意味は、子どもたちの学びのうえでも大切なのではないかなと思うので、今後も増やしていただきたいと考える。

○谷川部会長：

だれでもトイレについては、避難所運営などに関わるだけでなく、ジェンダーに関わることでも必要なので、おそらく計画を立てて進めているはずだと思う。マンホールトイレについては確認をお願いしたい。

○事務局：

確認させていただく。

○寺澤部会員：

重点的な取組ではないが、34頁に「ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進」がある。この事業については、ひとり親家庭は全員利用ができるのだろうか。先般、PTA活動をする中で、ある母子家庭の小学校低学年の子どもが夜間に出歩き、スーパーの試食を食べて過ごしているという話を耳にする機会があった。ひとり親家庭が利用できる、子どもの見守りなどをしてくれるヘルパー派遣の事業はないのだろうか。

○事務局：

ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業にはいくつかの要件があり、ひとり親になって2年以内で、生活環境が激変した中で支援が必要とされる場合であったり、技能習得を目的として職業開発センターに通学している間であったり、疾病、出産、事故、災害などの際、社会通念上認められるものであれば、一時的に生活援助や子育て支援も必要となるため、ホームヘルパーの派遣対象となる。所得による自己負担金はあるが、所得制限はなく、要件に該当すれば、ヘルパーの派遣はできる。派遣回数の制限は月12回までが原則だが条件によっては月24回までは可能となっている。保育園や学童クラブへの送迎については、1日につき1回までは利用できる。

○谷川部会長：

先ほどのケースでは、申請をしなければホームヘルパーは来ないし、そもそも親の方で子どもの状況を改善しようと思わない限りはできない。そう思ったとしても、ひとり親になって2年以内という条件があるのでは難しいかもしれない。本人になんとかして状況を改善していこうという余裕がないことも考えられる。

○寺澤部会員：

おそらく公的な支援を利用することに頭が回らないか、そのような制度があることに気づかないと思う。

○谷川部会長：

子ども家庭支援センターは、先ほどの申請ベースのホームヘルパー派遣事業ではない、養育困難家庭などに対するサービスを持っていないだろうか。

○事務局：

まずは状況を聞いて、どのようなサービスが適切であるのか検討し、紹介している。子ども家庭支援センターの支援としては育児支援訪問事業がある。要件としては18歳までとなっているので、精査した上で、他に代替えがないというときには、何回か支援を実施することになるが、一時的なサービス・支援にとどまっているのが現状となっている。

○谷川部会長：

どちらにしても、今の生活を変えようとか、子どもがこの状況ではいけない、と思ってももらわないと始まらない。

○寺澤部会員：

いわゆるネグレクトととらえることができるので、子どもは保護の対象になるのではないだろうか。

○谷川部会長：

保護というのは一時保護のことだろうか。

○寺澤部会員：

そのようなグレーゾーンにいる子どもはかなりいるのではないかと思う。精神状態が安定しない子どもがいるとクラス全体の雰囲気を乱れてしまって、授業がきちんと進まなかったり、落ち着きがなく暴れてしまい、真面目に授業を受けたい子どもたちが帰宅してから泣いていたりする状況も起きてしまっている。サポートしてあげなければいけない子どもを救うことで、周りの子どもたちにも影響があると思う。

○谷川部会長：

それはその通りで、どちらのお子さんでも苦しいのだと思う。授業についていけなくて授業の流れを乱す行動をしてしまう子どもには、いろいろな背景があると考えられる。その中の1つに不適切な養育があったり、小さなころから愛されていなかったり、もしくは本人自身に発達的な偏りがあるのにきちんと療育がされておらず、現時点ではそのような問題行動を起こしているのかもしれない。とても複雑な問題があると考えられる。この資料に掲載されているサービスは利用者が申請するか、もしくは子ども家庭支援センターの働きかけに応じるかという親側の動きに左右されることになる。今の時点では、子どもの意思だけで、誰かが家庭に入れる制度は残念ながらない。暖かい視点を持っていただいているように、周囲がその子どもの苦しさをどうしたら良いのか考える

ことが大切だと考える。例えば、その子どもが夜に一人ででかけている様子が見られるということであれば、市民が子ども家庭支援センターに通報してもいい。おそらく子ども本人はそのことが問題だとは思っていない。周囲から見れば心配だよ、という声をその母親に届けるとか、新しく設置された子ども相談室の方に連絡をいただくこともできる。もしくは、学級で安心して勉強ができなくなっている状況にあるお子さんから子ども相談室に電話をしてもらうこともできる。それを受けて、なぜうまくいっていないのかということで、子ども相談室が介入していくことは必ずできると思う。いくつかのアプローチをしていくなかで、改善していくことができればいいと考える。

ただし、保護者自身に課題意識がなかったり、どこかから通告が入り児童相談所や子ども家庭支援センターが来て嫌な思いをしていた場合には、公共のサービスから来るヘルパーなんてとんでもないと考えてしまうこともある。

子どもに対して、あなたが夜に出歩くからそう言われるんだよ、ということになって、子どもが外に出られなくなってしまう、暗い部屋の中にひとりでいることになってしまうことも怖い。安全面での課題はあるが、それよりはまだ外に出てスーパーの試食をしていた方がいいという考え方もある。周囲の人にも心配しているという声を子ども相談室などに届けていただくことはできるので、検討いただきたいと考える。また、気づいたことやご意見等があれば、後日でもよいので、事務局までご連絡いただきたい。

②【子ども・子育て支援事業計画】教育・保育の量・質の実績

○谷川部会長：

事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料４－１、４－２について説明)

○事務局：

資料４－１は、子ども・子育て支援事業計画に規定されている教育・保育の提供体制についての実績となる。資料４－１の２頁目に平成30年度の計画と実績が記載されている。計画については、平成29年度に子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを実施した際の計画の値になっている。それに対してどの程度、教育・保育の提供体制が整っているかを示したものが実績となっている。表の（ ）内の数字は、計画との差となっている。

まず、どの程度の数が確保できているかについては表に記載されている通りである。

表の中段には、「確保のための取組実績」が載っている。ここでは、「１号・２号教育」として幼稚園の合計園児数を記載している。合計園児数数は2,816人で、市内在住園児数は2,169人となっている。幼稚園の預かり保育充実のために、さまざまな支援を行っているが平成30年度についても例年通りの支援を実施している。預かり保育の準備費補助金を利用した幼稚園は５園となっている。

「２号・３号保育」については、待機児童対策として、平成30年４月に私立認可保育園１園（新設１園）の開設を行うとともに、新規に開設した私立認可保育園１園において１歳児１年保育事業を開始している。私立認可保育園において、増築により定員増加を行っている。また更なる待機児童対策として、私立認可保育園２園開設準備、小規模

保育事業所1施設の開設準備、小規模保育事業所1施設の認可化移行の準備の取組について記載している。以上が教育・保育の量の実績となる。

続いて、資料4-2は、教育・保育の提供について、数ではなく質の部分についての実績についてまとめたものとなる。ワイワイプランには「質」に対して6つの施策・事業を実施することが記載されている。

○谷川部会長：

話題から少しずれてしまうが、幼児教育・保育の無償化が今月から始まり、市の方もたいへんな思いで対応されてきたと思う。スムーズな船出になったのかどうか、事務局から教えてもらいたいと思う。

○事務局：

保育園の方は、認可保育所と地域型保育事業については保育料が全額無償というかたちになった。認証保育所については、認定をしないとその保護者の方は無償にはならないので、認定を順次進めている。また認可外保育施設は確認の申請を事業者の方からいただいて、それを告示して、無償化の対象施設となる。その手続きについては粛々と進めている。

課題になっていた給食費については、審議会でもいろいろと議論をいただいた。西東京市では、保育料と給食費の逆転現象が起きないように、360万未満の世帯と第3子以降についての給食費は無償とし、360万以上の世帯については、給食費を月額6,000円としている。

事業者に対する説明会は7月に実施しており、その後も大きな混乱などもなく10月1日を迎えることができた。

○谷川部会長：

認証保育所の方はどうだっただろうか。

○大塚部会員：

実際にあったケースとして、現在5歳児で、どの園にも通っていない来年小学生になるお子さんのお母様から問い合わせをいただいた。お母様から「無料ですよ」という話があったので、保育の必要性についてお話をした。仕事を探すための猶予期間である3か月については無料になるので、1月から3か月間だけ入れたいということになった。こちらとしては、少しでも早く集団生活に慣れることが大切で、友だちとの関わりの中から、成長を促すこともあるので、家庭の事情はあるだろうが少しでも早く入れた方がいいと話したが、受け入れられなかった。

一方で、私たちの園は西東京市の端の方にあり、西東京市在住のお子さんと練馬区在住のお子さんが利用している。練馬区では第一子であることや1日付で在住していることなどの条件はあるが0～2歳には4万円の補助が出る。私たちの園は0～2歳で4.7万円の保育料を設定しているが、そのうち給食費は6,000円なので実質的な保育料は1,000円になる。同じ施設で同じ内容の保育をしても、住んでいる区市によって保育料が全然違うという状況になっている。

○谷川部会長：

考え方にもよるが、そのお子さんは無償化にならなければ、ぶっつけ本番で小学校入学となっていたので、3か月間だけでも保育できるようになったと見るべきかとも思う。

○大塚部会員：

私たちとしては、どこにも属さないで小学校入学を迎えるよりは、3か月間だけでもお預かりをする方が良いと考えている。

○谷川部会長：

幼稚園の方はどうだろうか。

○事務局：

施設の確認については、市内に所在している幼稚園、病児病後児保育施設についても確認をした上で、公示した。園児の認定については、幼稚園を通じて2,000人を超える方々に申請をしていただくかたちとなった。幼稚園を利用している1号の方、保育の必要性がある2号の方に申請をしていただき、9月末までには認定通知は幼稚園を通じてほぼ送付できている。事情があって確認ができていない方については後から書類等で審査の上、順次、通知している。保育料については、施設に支払っていただいている保護者の方に給付費を支給するというかたちになる。また次年度の認定について審査の準備も進めていくことになる。

○谷川部会長：

大きなトラブルもなく無償化がスタートできたことはよかったと思う。全国的にみても無償化で混乱しているようなニュースはあまりきかない。それぞれの地方自治体がよく頑張って対応してくれたからだ考える。先ほどの事務局からの説明は、平成30年度の実績についてであるが、ここからは先ほどの話にあったように「無料なら入りたい」というケースや、多少仕事をしたとしても保育料の方が高くなってしまうので働くことは考えていなかったが就労することによって無料になるならというかたちでのニーズも出てくるかもしれないので、そこは丁寧に見て行く必要はあると思う。

資料4-1の平成30年度の実績については、多少の誤差はあるもののほぼ計画通りに確保は進んでいると考えられる。資料4-2の質については、なかなか数字としては見ることができないので難しいが、私としては「連携施設の確保」の自己評価が上がったことについて注目したい。平成29年度の自己評価はCであったが平成30年度にはBとなっている。地域型保育事業所の連携がどこまでできるかについてはいろいろな議論をした覚えがあるが、連携施設の仕組みを構築するなどして成果を出している点については評価したいと考える。制度が変わったことで、ある程度リセットされて、ニーズ、やり方も変化していくのかもしれないが、そこを見据えながら考えていきたいと思う。ちなみに待機児童についてはどのような状況になっているのだろうか。

○事務局：

平成31年4月1日時点での待機児童数は108人となっている。年齢別では、0歳児が15人、1歳児が61人、2歳児が22人、3歳児が9人、4歳児が1人となっている。

○谷川部会長：

まだ100名を超える待機児童がいるということについては、今後も注視していきたいと考える。この話題については、このくらいにしたいと思う。

ご意見等があれば、後日でもよいので、事務局までご連絡いただきたい。

③【子ども・子育て支援事業計画】地域子ども・子育て支援事業の実績

○谷川部会長：

事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料5について説明)

○事務局：

資料5は、子ども・子育て支援事業計画に規定されている「地域子ども・子育て支援事業の実績」となる。13事業と呼んでいるもので、これらの事業は子ども・子育て支援法に規定されている法定の事業となっている。その事業量の目標などを量の見込みなどとして定めている。これまでも報告している内容であるので、今回は平成30年度の実績について、報告させていただく。

○谷川部会長：

ファミリー・サポート・センターについて、石橋部会員からご意見・ご質問等があれば、お願いしたい。

○石橋部会員：

ファミリー・サポート・センターについては、無償化の制度が始まったということの周知をしている。詳しいことは市の担当課に問い合わせしてほしいというかたちになっている。制度が開始されて、希望者が増えたかと言えば、あまり動きはない。市にお願いしたいこととしては、ファミリー・サポート・センターを利用した後に、自分が無償化の対象者であることがわかった場合について、柔軟な対応を取っていただきたいと思う。

○事務局：

ファミリー・サポート・センターの利用については、無償化の申請を先にしていただくように、制度の周知をしてきている。それができていない場合、他の方々との均衡面でなかなか難しくなってくるので、これからもできる限り周知を図っていきたいと考える。

○谷川部会長：

さまざまなケースがあることなので、確かに難しい面はあると思うが、そこについてはうまく連携をして対応していただきたいと考える。

2 議 題

(1) 【子ども・子育て支援事業計画】量の見込みについて

○谷川部会長：

事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料6－1、6－2について説明)

○事務局：

お手元に資料6－1をご用意いただきたい。「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みについては、7月1日の計画専門部会で国のワークシートによる機械的な算出値について報告している。その数値が現実的ではなかったため、今回は事務局で算定した見込み量の案をお示ししたい。教育・保育の量の見込みの算定のもとになる要素は3つある。1つ目は「ニーズ率」。数値には、基本的に過去の実績を使用している。それをもとにニーズ率やその伸び率を勘案して将来予測を立てている。2つ目の要素は「将来の児童人口の予測」で、参考資料として、第6回計画専門部会の資料4「子育て・子育てワイワイプラン（後期計画）に係る児童人口推計について」をお配りしている。3つ目の要素は、「女性就業率の伸び率」。国の子育て安心プランでは、令和4年に女性就業率80%を目標とする方針となっている。女性就業率の推移をみると、保育ニーズの伸びとほぼ同じ推移を示していることから、女性の就業率が令和4年にピークを迎えると仮定した上昇カーブに合わせて算定をしている。

資料6－1の2頁目が令和2年度から6年度にかけての量の見込みの算出結果となる。各年度上段の①が国のワークシートによる算出値で、各年度下段の②が市独自の計算値（事務局案）となっている。

資料6－2は、地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みを示している。

○谷川部会長：

最初に私から質問をさせていただきたい。資料6－2の5頁の「子育て短期支援事業（ショートステイ）」について、国のワークシートの算出値が0になっている理由についてお聞かせいただきたい。

○事務局：

アンケートにおいて、この事業を使いたいと希望された方がいなかったため、ワークシートでは算出することができなかったものである。

○谷川部会長：

「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人もいなかったということだろうか。

○事務局：

利用希望日数などについての回答も関係してくることになり、それらの結果からも国のワークシートでは出すことができなかった。

○谷川部会長：

なるほど。希望者が0人ならば、いくら掛け算をしても仕方がない。この量の見込みについては、今後、この数値を使って、いろいろな計画の見直しを進めて行くということになる。国のワークシートには現実的に使えない部分もあるので、そこについては事務局にて独自に検討したものになっている。かなり難しい内容でもあるので、わからないところについてはその都度聞いていくかたちにしたい。また、気づいたことやご意見等があれば、後日でもよいので、事務局までご連絡いただきたい。

3 その他

○谷川部会長：

最後に事務局から連絡事項をお願いする。

○事務局：

本日は、たいへん多くの資料を配付しているので、お持ちいただいて改めて読んでいただき、質問やご意見等があれば、事務局までお寄せいただきたい。資料6-1と6-2の量の見込みについては、今後、確保策の検討などをしなければならないため、できれば今週中を目途にご連絡いただきたい。他の資料に関する質問や意見については、10月17日までにお願いしたい。

次回の計画専門部会は、10月28日(月)の午後2時から、田無市庁舎503会議室にて開催するのでよろしくお願いしたい。

○谷川部会長：

今回から新しいメンバーによる計画専門部会が始まった。最初はなかなかわかりにくいことも多いと思う。この計画専門部会に諮られている検討事項については、できる限り議論を尽くした上で、子ども子育て審議会に報告することが求められている。結論ありきではない、実のある議論をしていきたい。今後とも部会員の皆さんの力添えをお願いしたい。

それでは、本日の内容は終了したので、第8回計画専門部会を終了とする。

閉会